

関西空港検疫所における新型コロナウイルス感染症対応に関する
よくあるご質問

Q. 検査証明書は紙で提出しなければなりませんか。

A. 検査証明書は書面（紙）でご提出ください。

検疫所にて日本国籍の方の検査証明書は回収、外国籍の方は滞在国により一部回収しますので、紙でご提出ください。

検査機関等から発行されたデータおよびメール形式で検査証明書をお持ちの場合も、印刷してご持参ください。

データ形式の証明書をご提示いただいた場合は、別途データを転送いただくこととなり、書類審査に時間を要しますので、必ず事前に印刷された検査証明書をご用意ください。

Q. どのような検査を受けますか。

A. 空港到着時は原則、唾液による抗原定量検査を実施します。

唾液を出せない方、乳幼児等で唾液採取が困難な場合は、鼻から細い綿棒を入れて鼻咽頭ぬぐい液を採取します。

Q. 検査結果が出るまでどれくらい時間がかかりますか。

A. 検査結果判明まで、目安 2～3 時間程度の予定です。

検査数が非常に多い場合や再検査等の場合はさらにお時間を要します。

Q. 検疫所が指定した施設とはどちらになりますか。

A. 検疫所で準備している複数の宿泊施設になります。

特定の施設をご自身でご予約いただく必要はありません。

到着された日の施設の空き状況に応じて、入所していただく部屋を決定いたしますので、どちらの施設に入所するかは 到着当日までご案内できません。

宿泊施設は空港周辺の施設とは限りませんのでご注意ください。

Q. 待機施設まではどうやって移動しますか。

A. 検疫所が確保したバスやハイヤーでご移動いただきます。

ご自身で移動手段を確保いただく必要はありません。

空港到着時の検査にて陰性が確認された方から、順次ご移動のご案内をいたしますので、検疫官の指示に従って下さい。

Q. 入国者がスマートフォンを持っていない場合はどうすればいいですか。

A. 入国後14日間の健康確認にスマートフォンのアプリを使用しますので、入国時は日本国内でご利用いただけるスマートフォンを必ずご用意ください。

スマートフォンをお持ちでない場合は、健康確認のアプリを利用できるスマートフォンをレンタルいただく必要があります。

レンタル費用は自己負担となり、日本円にて¥15,000 またはクレジットカードにてお支払いいただきます。

入国者がスマートフォンを不所持であり、迎えに来られた方のスマートフォンを健康確認にご利用される場合は、使用されるスマートフォンを到着口にて航空会社職員がお預かりし、入国者の方までお届けする対応も可能です。

事前に、搭乗される航空会社の職員までご相談ください。

入国者がスマートフォンを未所持の未成年の場合、迎えに来られた保護者の方に健康確認アプリのご案内をいたします。

個別対応となりますので、事前に関西空港検疫所までご相談ください。

Q. 検査結果が陽性の場合はどうなりますか。

A. 検疫法に基づき、検疫所が指定する療養施設で隔離となります。

施設からの退所については、療養施設にて別途ご案内いたします。

Q. 入国後、待機期間が終了するまで、自身で確保したホテル等の宿泊施設で待機することは可能ですか。

A. 自主隔離期間中、ご自身で確保いただいた宿泊施設等にて待機いただくことが可能です。宿泊にかかる費用については自己負担となります。

宿泊施設までのご移動に際しては公共交通機関（電車・バス・タクシー・客船・国内線航空機等）をご利用いただくことはできません。

Q. 迎えの車やハイヤー等が到着するまで時間がかかる場合、どこで待機すればいいですか。

A. マスクを着用し、不特定多数の方との接触を避け、一定の距離を保ちつつ、空港内のロビーなどで待機してください。

Q. 外国籍ですが、入国はできますか。

A. 入国の可否については出入国在留管理庁の判断となりますので、出入国在留管理庁までお問い合わせください。